

図書館の自由に関する宣言

1979年改訂（主文）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

令和8年度 小山市立中央図書館要覧

2026年7月発行

編集・発行 小山市立中央図書館

〒323-0807 栃木県小山市城東1丁目19番40号

TEL 0285-21-0753

ホームページ <http://library.city.oyama.tochigi.jp>

（スマートフォン対応）<https://library.city.oyama.tochigi.jp/opac/sp>

E-mail d-tosyo@city.oyama.tochigi.jp